

奨学金制度の変遷と施策の再検討

—— 返還に対する負担の重さと「奨学金に近づけない」という排除 ——

朴 慧 原

1. 研究背景と問題意識：浮き彫りになった「奨学金の返還をめぐる困難」

近年、奨学金制度が注目されている。現在、奨学金をめぐる最も問題になっているのは、奨学金の返還における延滞問題である。奨学金の延滞者数は2008年の時点ですでに310,000人にまで達し、2015年末の延滞総額は約880億円にのぼる。奨学金返還に苦しむ者の存在は、「若年貧困層の増加」や「世代間格差」などの事例としても頻繁に取り上げられており(藤田[2016]、岡村[2016])、奨学金返還の負担の重さは今や社会問題化している。このような奨学金返還の延滞問題については従来、返済の負担のために学校を中退したり、さらには自己破産したりする事例が焦点化されてきた(今野[2017])。それはつまり、この延滞問題が、奨学金を返還する個人が負う負担の重さの問題として扱われてきたことを意味する。

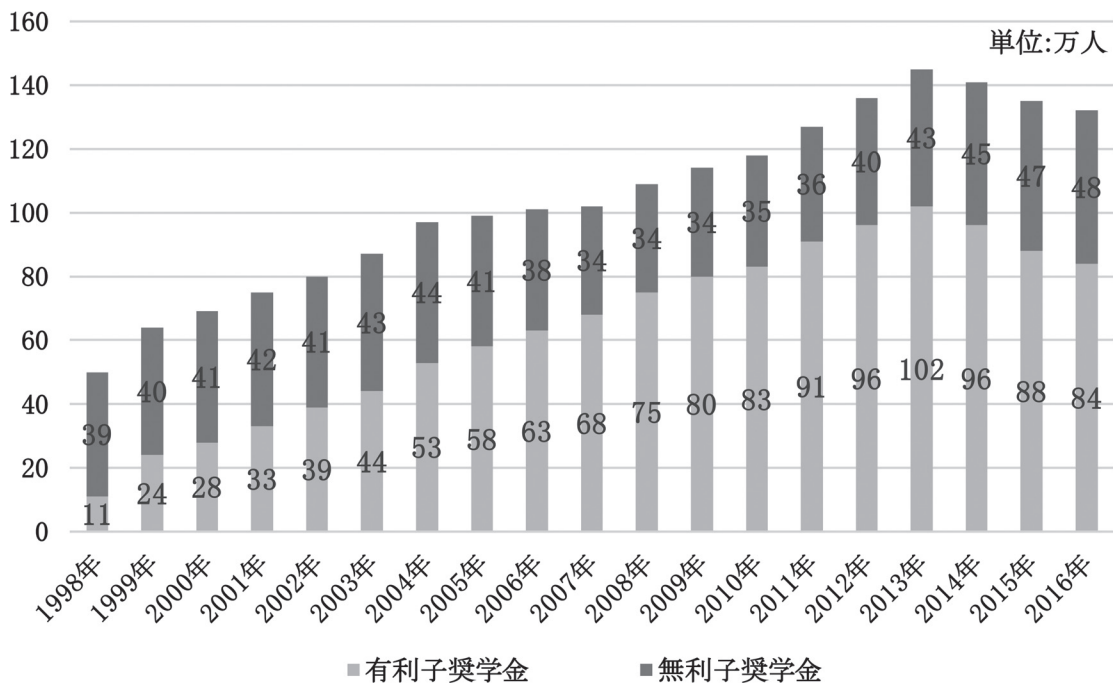
しかし、この延滞問題を引き起こしている返還の負担の重さは、実のところ、現在返還を迫られている者にとってのみ問題になっているわけではない。たとえば、近年における奨学金制度の利用者数の推移を示す図1を見れば、全体的な奨学金の利用者数は増加しているものの、そのうち有利子の奨学金制度を利用する者の数は2013年を境に減少傾向にあることが見て取れる。元金に加えて利子までも返還しなければならない有利子の奨学金を利用する場合、無利子の奨学金と比べて返還の負担がより大きい。したがって、有利子の奨学金制度の利用者数の減

少は、返還をめぐる負担が、奨学金を利用して高等教育へ進学しようとする選択及び行動それ自体を妨げていることを示唆している。有利子の奨学金の本来の目的は、経済的な負担を抱えながらも高等教育を受けたいという意志を持つ者の選択及び行動を支援することであり、これは産業社会で求められる高度な能力を持つ人材の育成にもつながる。それ故に、返還の負担のために高等教育を受ける選択をためらう者が増加しているということは、有利子の奨学金が持つ本来の意義が失われつつあることを示しているのではないだろうか。

しかしながら、従来の奨学金をめぐる議論においては、返還をめぐる負担が「既に奨学金制度を利用している者」や「過去に奨学金制度を利用していた者」に与える影響については検討されてきたものの、「これから奨学金制度を利用しようとしている者」に与える影響は十分に検討されてこなかった。

そこで本稿では、奨学金制度における施策変更及びそれに伴う利用実態の変化の分析から、奨学金の返還に対する不安が若年層の不安定さという社会的状況に関連していることを示し、このような不安が奨学金の申請場面における「あらかじめ」の排除を生むメカニズムを明らかにする。

図1 「奨学金の貸与人数の推移」



出典：日本学生支援機構のホームページより筆者作成

II. 先行研究の検討：奨学金制度において見落とされてきた「奨学金の申請をめぐる困難」

本節では、従来の研究において奨学金をめぐる議論がどのような問題に注目して行われてきたのかを検討し、奨学金申請の場面における排除の構造という問題が見落とされてきたことを明らかにする。

奨学金をめぐる取り組みられてきた研究は、大きく2つに分けられる。一つは、経済的に困難な状況に置かれている者を高等教育へ包摂するという、奨学金制度に与えられた役割が果たされているのかを問う実証的な研究である。もう一つは、従来の奨学金制度が持つ問題点を批判しつつ、奨学金制度がその目標を達成するためにはどのようにすれば良いかを考える、奨学金制度の望ましい在り方を問う研究である。

まず、奨学金の効果を実証する研究群においては、主に家計負担を軽減するという側面から、奨学金の有効性が検討されてきた。そこでは、奨学金が家計の負担をどの程度軽減し、それによって所得による教育機会の格差がどの程度縮小されているかが、研究の焦点になる。ここで重要なことは、高等教育への進学に関して、18歳人口の減少と大学の新增設が進んだ結果、日本社会は、全大学の入学定員の合計が入学希望者の総数を上回る「大学全入時代」に突入したと言われているということである(白川[2017])。それはつまり、「進学に伴う費用を負担できるかどうか」ということが、進路を選択する際の最も重要な決定要因になっていることを意味する。小林[2008]は「無理する家計」という表現を用いて、高等教育に対する公的負担が極めて低い日本では、高等教育への進学をめぐる家計

の負担が非常に大きくなっていることを明らかにした。そのような状況において、高等教育を支援する唯一の公的制度である奨学金が、高等教育への進学及び学生生活に与える影響は特に大きい。これらの奨学金の有効性に関する研究からは、制度の「入口」である、奨学金を借りる場面における制度の変化が、奨学金の有効性に影響を与えていることが示唆されてきた。

さらに小林[2013]は、「学生生活調査」を通じて、奨学金の規模が大きく拡大したことによって、大学生の収入(昼間部)における家計からの給付が減少したことを明らかにした。藤森[2011]もまた、設置者(国公立・私立)にかかわらず、奨学金によって家庭からの給付額が抑制される傾向が持続していることを確認し、学生生活における奨学金が有効であることを明らかにした。その背景としては、両研究ともに、採用基準の緩和と採用枠の拡大といった奨学金制度における変更を挙げている。一方、萩原・深堀[2017]は、大学進学後ではなく、高校在学中に採用が決定される予約採用⁽¹⁾に着目して、「高校生の進路についての調査」をもとに、高等教育への進学促進に対する奨学金の有効性を検証した。その結果、奨学金は進学率を高めており、とりわけ予約採用の規模拡大が、進学が困難な者の大学進学を促した可能性を強調した。

一方、奨学金の望ましい在り方を問う研究は主に、奨学金制度の利用者が、奨学金を返還する際に抱える問題とその解決策について検討を行っている。これらの研究では、主に事例分析に基づいて、奨学金の返還が生活の重荷になっていることを指摘し、奨学金がいわゆる「貧困ビジネス」、「ブラック奨学金」として機能している実態を告発する性格が強い(奨学金問題対策全国会議編[2013]、POSSE[2016]、今野[2017])。これらの研究は、奨学金を返還できていない人が増加する原因が、そもそもローンである貸与型の奨学金が奨学金制度の中心となっているこ

とにあるとみなしている。特に、延滞に対する厳しいペナルティや不十分な救済制度など、奨学金制度の「出口」である奨学金を返す場面において、利用者が置かれている状況を十分に考慮しない措置が行われていることが、延滞問題をより深刻化させていると指摘している。その解決策としては、「給付型奨学金への転換」、「所得連動型奨学金の導入」、「高等教育の無償化」などが提案されている。つまり、奨学金制度を、教育的制度としてだけではなく、「子どもの貧困」を支援する福祉的な制度にまで拡大して位置づけることが必要だとされている(白川[2017])のである。

このように従来の研究では、二つの問題が中心的に論じられてきた。第一に、進学の意思があるにもかかわらず、「家計負担を軽減する奨学金を受給できないために進学できない人」が存在するという、「奨学金の受給をめぐる困難」である。そして第二に、奨学金の返還の負担が過度に重い故に、「奨学金を返したくても返せない人」が存在するという、「奨学金の返還をめぐる困難」である。しかしながら従来の研究では、有利子の奨学金の利用者の減少から示唆されるような、返還をめぐる負担感から「返せるかどうか分からないから奨学金を借りない人」が存在するという、「奨学金の申請をめぐる困難」は見過ごされてきたといえるだろう。本稿では、この「奨学金の申請をめぐる困難」に着目しながら、改めて奨学金制度における問題の検討を試みる。とりわけ、高度経済成長期とは異なる社会状況において、返還の負担感は今後更に増していくと懸念されているなか(藤森[1998])、それが奨学金制度の出口のみならず、入口である申請の場面に及ぼす影響について検討することは、ますますその重要性を高めている。

以上を踏まえて、IIでは奨学金制度における制度変更が奨学金の利用者に与えた影響を確認

し、現在実施されている施策の有効性を検討する(→Ⅲ)。また、そのことによって、奨学金返還の困難が、どのように奨学金への申請場面での排除を生むのか、「奨学金に近づけない」という排除が生じるメカニズムを明らかにする(→Ⅳ)。最後に、以上のような現状を踏まえながら、今後の若年層の高等教育への包摂に向けた今後の奨学金制度のあり方について考察する(→Ⅴ)。

Ⅲ. 奨学金制度の諸施策の分析

日本において国家事業としての奨学金制度が設立されたのは1943年である。その設立を主導したのは、財団法人大日本育英会(以下、日本育英会)であるが、日本育英会は2004年には独立行政法人日本学生支援機構⁽²⁾(以下、JASSO)に統合され、以降はJASSOの傘下で運営されている。JASSOの奨学金は基本的に貸与型であるが、奨学金を利用する際には、第一種奨学金と第二種奨学金の2つの種類から選択することができる。第一種奨学金は無利子の奨学金であり、利子がある第二種奨学金に比べて、学力が高く、家計の経済状況がより困難な学生を対象としている。一方、第二種奨学金は貸与金額の幅が広く、奨学金を借りる際の要件も第一種奨学金と比べて緩やかに設定されている。奨学金制度は第二種奨学金を中心にその規模を拡大し、現在は大学・短大のみならず高等専門学校、専修学校なども含め、高等教育を受けている者のうち、2.6人に1人が奨学金を受給している⁽³⁾。

半世紀にわたる奨学金制度の沿革をたどると、奨学金を借りる場面という「入口」においては、「有利子貸与制」「きぼう21プラン」「機関保証制度」が導入された。その一方で、奨学金を返す場面という「出口」においては、返還免除制度の廃止、「ブラックリスト化」の実施、「減額返還制度」及び「返還期間の猶予制度」の実施、「給付型奨学金」の導入などが制度の大きな転

換点になっていることが分かる。そのため、以下ではこれらの施策を中心に、奨学金制度における制度変更とそれによる利用実態の変化から、現在実施されている施策が「奨学金に近づけない排除」にどのような影響を与えているのかを確認する。具体的には、各施策の変化を検討するために、日本育英会/JASSOが定期的に刊行している沿革史⁽⁴⁾(2003年まで)とJASSO年報(2004年から2016年まで)を用い、各施策の効果および限界を検討するために、JASSOが実施している学生支援に関する各種調査(「学生生活調査」、「奨学事業に関する実態調査」、「奨学金返還者に関する属性調査」など)を用いる。

Ⅲ.1. 奨学金を借りる場面における制度変更：採用枠や採用条件の緩和による包摂の拡大

奨学金制度は「奨学規定」第1条において、「優れた学生及び生徒で経済的な理由により修学に困難がある者に対して、教育の機会平等に寄与すること」と、その目的としてエリート育成を掲げている(日本育英会編[1993])。しかし、1980年代から1990年代に実施された諸施策は、奨学金の拡大とともに、奨学金の意味づけにおける大きな変化をもたらした。まず、1984年にはより多くの人に機会を与えるという目的で、従来の無利子制度に加えて有利子貸与制が設立される。しかし、有利子貸与制を利用する場合も、無利子貸与制と同じく「育英(学力)基準」と「奨学(家計)基準」の2つの採用基準を満たさなければならなかった。そのため、有利子制度が創設されてからも、奨学金を利用することはそれほど一般的ではなかった⁽⁵⁾。このことは、実際に有利子制度の利用者数がさほど増加しなかったこととも関連しており、「人材確保(育英)から機会平等(奨学)へ」という方向性の転換を示してはいたものの、依然として厳しい採用枠・基準が残っていたことを意味する。

その中で、1999年に有利子貸与制は通称「き

ほう21プラン」と呼ばれる制度に変更される。これは育英奨学金制度の大転換と言えるもので、それまでの奨学金採用の基本的な理念である「育英(学力)基準」、「奨学(家計)基準」のいずれをも緩め、採用枠をほぼ倍にし、有利子貸与奨学金の拡大をもたらしたものと評価できる(藤森[2011])。

さらに、2004年には奨学金の貸与を受けるために必要となる連帯保証人に関して、従来の「人的保証制度」に加えて「機関保証制度」が導入される。「機関保証制度」は、奨学金を借りる際に連帯保証人として保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)を選択できるようにしたものである⁽⁶⁾。それまでは奨学金の利用者と連帯して返還の責任を負う連帯保証人は原則として「父母」と定められていたが、この制度の導入によって主に家族が担っていた連帯保証人がいなくても奨学金制度を利用することが可能になった。

以上の諸施策を通じて、奨学金制度は経済的な困難を抱える一部の成績優秀者を対象とする制度から、高等教育を受けようとするより多くの人が使えるような制度へと変化したと言える。同時にそれは、奨学金制度創設以来の最も重要な課題の一つであった「奨学金の受給をめぐる困難」の改善にとって、奨学金の入口における一連の制度変更が有効に働いたことを示唆する。

III.2. 奨学金を返す場面における制度変更：回収強化策と救済制度の導入

(1)返済を強く求める施策による返還の負担の増加

続いて、奨学金制度の出口にあたる返還に関する制度において、どのような対策がなされてきたのかを確認しよう。奨学金制度において、出口における制度変更は設立以降ほぼなされておらず、返還に関する様々な制度変更がスタートしたのは1990年代後半である。その方向性は

基本的に、強く返還を求め、延滞を厳しく管理するというものである。まず、最初に行われた措置は、1998年と2004年に2回にわたる奨学金返還特別免除制度の廃止・縮小である。この制度は1953年に創立され、大学・高校など専門学校または大学院において第一種奨学金の奨学生であった者が一定期間、指定された教育または研究の職に従事する場合、その奨学金の返還の全部または一部を免除する制度である。しかし、1995年から返還免除制度の在り方に関する政府からの指摘があり、1998年には教育職返還免除制度、2004年には研究職返還免除制度が相次いで廃止された。廃止の理由としては、教員の給与の水準が向上して教員の確保策としての意義を失っており、教員として採用された者の対象となっているのは2割程度にすぎないことなどの効率性の問題が挙げられた(小林[2012])。現在は新しい返還免除制度として、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者としてJASSOが認定した場合には貸与期間終了後に奨学金の全部または一部の返還が免除されることになっているが、免除に関する基準の厳しさが増していることは明らかである。

2000年代後半からは、奨学金の延滞者が増加し、延滞問題が世間の注目を集めるようになる。それに応じて奨学金制度においても回収強化のための様々な施策が実行されはじめた。この時期、JASSO内では主に、延滞の原因が利用者のモラルハザードに求められ、制度変更は奨学金を返さない者の誤った意識をどのように改革するかという方向を向いていた(POSSE奨学金ワーキングチーム[2010])。その結果、奨学金返還促進策として民間のサービスに本格的な回収業務を任せることが強く提起され、いわゆる「ブラックリスト化」が2008年12月から実施されるようになった。ブラックリスト化は、2008年以降の利用者で3ヵ月以上滞納している人の

情報を、全国の個人信用情報機関に登録する制度である。個人信用情報機関に情報が載せられると、債権回収会社から督促が届く。延滞状態が9ヵ月続くと、一括で元金が請求され、裁判になってしまう。また、利用者が返還できない場合は、連帯保証人や保証人に債務の義務が求められる。

ここで重要なのは、ブラックリスト化のような回収策が、延滞者全体に対してほぼ一律に行われたという点である。先行研究で多数取り上げられてきた延滞者の事例からも、回収策が始まった当初は、「返還の責任を果たさない延滞者に対して制裁を加える」という原則のみが強調され、それぞれの延滞者が置かれている多様な状況に対する配慮はほとんどみられなかった(今野[2017])ことがわかる。

(2)返済の負担を緩和する施策の登場

しかし、2000年代後半からは、JASSO内でも延滞者に対して一律に厳しい回収策を実施することに対する懐疑的な見解が提出されるようになる。先述したように、ブラックリスト化は延滞者全体に対して例外なく強く自己責任を追究する施策であるが、これに対し、延滞の理由によってその対応や取り組みを変える必要性が語られるようになったことは注目に値する。

その結果として、2014年からは「減額返還制度」、「返還期限の猶予制度」を中心に奨学金の返還においてより多様な利用者の状況を想定するような動きがみられる。まず、延滞金の付加率が10%から5%に削減され、返還猶予期間は5年から10年に延長された。また返還を猶予できる基準が緩和され、延滞者への返還期間猶予制度の適用も行われるようになる。2011年から導入された減額返還制度に関しても変化がみられた。減額返還制度は、一部の対象者の毎月の返還額を半分に減額する制度であるが、対象者になるのは災害、傷病、その他経済的な理由に

より奨学金の返還が困難な人の中で、当初約束した割賦金を減額すれば返還可能な人である。この制度は、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長することによって無理なく返還を続けることを促すために実施されている。この制度は、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長することによって無理なく返還を続けることを促すために実施されている。制度変更の際し、12ヵ月(6ヵ月分の割賦金を12ヵ月で返還)だった適用期間は最長10年(120ヵ月)まで延長可能になり、「経済困難」事由の収入基準(給与所得者：収入300万円/給与所得者以外：200万円)を超えても、別途定められた「特別な支出」を控除することで収入基準額以下となる場合は更なる控除が可能になった。同時に、申請書類も簡素化⁷⁾された(川村他[2014])。

さらに2017年には、学資支給金として返済の必要のない「給付奨学金制度」と、所得によって返済額が変動する「新所得連動返還型奨学金制度(Income Contingent Loan)」が新設されるという大きな変化があった。まず、「給付奨学金」は、2018年から1学期当たり約2万人に支給されることになったが、国公立では自宅通学の場合は2万円、自宅外通学の場合は3万円が、私立においては自宅通学の場合は3万円、自宅外通学の場合は4万円が支給されるものである。しかし、支給条件は無利子の第一種奨学金より厳しく、家計基準として「住民税非課税世帯」もしくは本人が「社会的養護を必要とする人」であることが求められる(表1)。学力・資質の条件も設けられており、各高等教育等の学校長からの推薦が必要である。また、国立大学などで授業料の全額免除を受ける場合には、自宅通学の場合は2万円から0円へと、自宅外通学の場合は3万円から2万円へと奨学金の金額が減額される。

「新所得連動返還型奨学金」は、従来の返還猶予制度がより発展したもので、年収が300万

表1 給付奨学金の学力・資質基準⁽⁸⁾

社会的な養護を必要とする人以外の対象者	社会的な養護を必要とする人
<p>ア. 十分に満足できる高い学習成績を収めており、進学後も特に優れた学習成績を収める見込みがあること</p> <p>イ. 教科外の活動が特に優れ、かつ、概ね満足できる学習成績を収めており、進学後に特に優れた学習成績を収める見込みがあること</p>	<p>ウ. 次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込みのあること ・大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること

出典：JASSO給付型奨学金パンフレット

を超えるまでは返済が猶予される。これまでは、年収が300万円以下の場合、最長10年間の猶予期間が認められていたが、年収が300万円を超えると通常の元利均等割の金額での返済義務が生じていた。しかし、新設された新所得連動返還型奨学金では、300万円という年収基準にかかわらず、前年度の課税対象所得の9%が返済金額となる。とはいえ、この制度を利用できるのは無利子である第一種奨学金の利用者に限られており、年収が100万円を超えず、課税所得がゼロの場合でも、毎月2000円の返還最低金額を払わなければならない。但し、本人の収入が300万円以下で、返還が難しい状況の場合は返還期間猶予制度を利用することができる。

しかし、これらの一連の措置をもって、奨学金制度における返還をめぐる負担感が減少したとは言いがたい。すでに見てきたように、これらの措置には所得の多寡や傷病の有無などの様々な基準が設けられており、その対象となるのは特殊な事情を持つ者に限られ、措置が適用される期間についても明確な制限が存在するためである。特に、奨学金の返還におけるペナルティは第一種奨学金か、第二種奨学金かに関係なく一律に適用されるにもかかわらず、返還の負担を緩和するための施策を利用できるのは無利子

の第一種奨学金の利用者にほぼ限られている、という点は注目に値する。ここからは、奨学金の種別によらず返還の負担が増加しているなかで、有利子の奨学金の利用者にとっては、より厳しい状況が作り出されていることが窺える。このことは、これまで増え続けてきた有利子奨学金の利用者がこの5年間で突如として減少しつつある状況の背景に、奨学金の出口における施策による意図せざる排除があったことを示唆している。したがって、これらの施策は、実際に返還の困難に陥っている者を救済するという機能を十分に果たしていない上に、経済的な負担を抱えながらも奨学金を利用して高等教育を受けようとする者の選択および行動に負の影響を与えている可能性が非常に高いと考えられる。

IV. 「奨学金に近づけない」という排除

IV.1. 増大する返還への不安

前述したように、奨学金制度による高等教育への包摂は、「有利子貸与制」や「機関保証制度」など、採用枠の拡大や貸与条件の緩和施策によって一定程度促進された。特に、有利子を中心とする奨学金制度の拡大は、利用者が自分の意思及び将来構想に合わせて高等教育への進学を選択できるようにすることに大きく寄与し

た。4年制大学への進学率は上昇し、実際に、1999年には奨学金の利用者数が前年の2倍を超える約24万人に達し、その後も貸与率は右肩上がりに上昇している。しかし、2000年代になると、延滞者の増加が奨学金をめぐる新たな問題として浮かび上がってきた。延滞問題ははじめ、奨学金を返せるにもかかわらず返還の義務を果たさない利用者のモラルハザードの問題として認識されていたが、次第に、卒業後すぐに就職するライフコースを想定している奨学金の返還システムについていけず取り残される者の問題として扱われるようになり、その焦点が変わっていった。

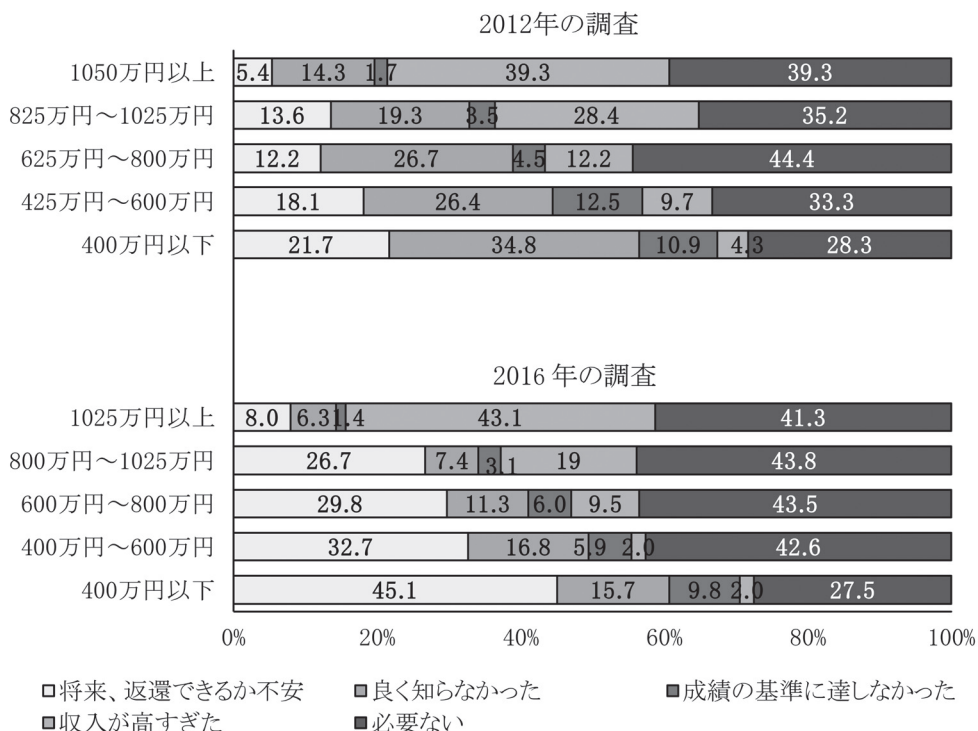
そこで奨学金制度は、積極的に延滞問題の解決を試みてきた。しかし、「一律に厳しいペナルティ」と「特定層だけが該当する救済制度」という措置が同時になされたことは、相反する二つの結果を生むことになった。まず、当初の目的通り、延滞者が減少し、返還の負担に苦しむ一部の人に対する救済がある程度成功した。JASSOによる延滞者数の推移をみると、延滞者は2003年から年々増加して2010年には341万人にまで達したが、それ以降は横ばいになっている⁹⁾。延滞者が置かれた状況に応じた返還開始時期の延長や返還金額の減額などの対処も効果的に機能している。実際、2014年に減額返還制度によって返還金の減額が承認されたのは約16,000件、返還期限の猶予制度を利用して在学中に猶予申請が行われたのは153,000件、卒業後に猶予が申請されたのは138,000件であった。さらに、給付型奨学金や新所得連動返還型制度のように、返還をめぐる負担を減少させるための制度が新設され続けており、完全にとは言えないものの、「奨学金の返還をめぐる困難」が緩和されてきたと言える。

しかし、その一方で、かつて増加の一途をたどった有利子の第二種奨学金の利用者数が低下しはじめたことからわかるように、返還の負

担を緩和する試みが生んだ意図せざる結果として、返還への負担を理由に奨学金を利用することをためらう者が増加している。このような傾向は、奨学金を申請する際に最も大きい影響力を持つ保護者と利用者本人の両方に表れている。まず保護者について確認してみよう。図2で示しているように、2012年に実施された「高校生保護者調査」をみると、大学進学予定者の「奨学金を申請しなかった理由」として、「将来、返還できるか不安」という項目が全所得層において一定の割合を占めていることが分かる。また、2016年に実施された同じ調査においても「将来、返還できるか不安」という項目は依然として全所得層において存在しており、2012年に比べてその割合が更に拡大している。一方、逆にその割合が著しく減少したのは、「良く知らなかった」という項目である。これについては、「将来、返還できるか不安」という項目の拡大傾向を踏まえると、奨学金について良く知ることによって返還への不安が高まり、そのためにかえって奨学金の利用をあきらめるようになっているという仮説が立てられる。奨学金制度をめぐる得られる情報の中には、これまでよりも奨学金の返還が難しくなっているという状況や奨学金制度における厳しい回収策などに関するものが含まれており、それが奨学金への接近を妨げる可能性は十分に考えられるためである。これらの結果からは、返還に対する不安は必ずしも特定の所得層のみにあるものではなく、高等教育を受けようとする者が共通して抱えるものであり、一層増大しつつあることが推察される。

次に、奨学金制度の利用者本人の状況を把握するために、JASSOが2年ごとに実施している「学生生活調査」を参照する。この調査は、学生の生活状況を把握し、学生生活支援事業の充実を図るために行われており、全国の大学学部、短期大学本科及び大学院の学生を調査の対

図2 2012年/2016年の調査における「奨学金を申請しなかった理由」



出典：2012年度高卒者保護者調査²⁰⁾

象としている(社会人学生を含み、通信課程、休学者及び外国人留学生は除く)。調査数は、大学・短期大学及び大学院別、さらに大学及び短期大学については昼間部・夜間部別、大学院については修士課程・博士課程・専門職学位課程別に、一定の抽出率によって抽出している¹¹⁾。

本稿ではその中でも、「奨学金の希望・受給状況」の調査結果に注目し、奨学金の返還をめぐる不安について確認する。JASSOで提供する資料は、その結果を施設者別(国立、公立、私立、平均の4種類)・家庭の年間収入別(「200万円未満」から100万円単位で15個のグループ)に分類¹²⁾して示しているが、本稿では分析上の便宜を図るために、2010年から2016年までの私立大学昼間部のデータを改めて4つの所得グループ(「400万円未満」、「400万円以上800万円未満」、「800万円以上1200万円未満」、「1200万円

以上」)別に整理した(表2)。とりわけ私立大学のデータを使用したのは、私立大学の大学数・在学生数が最も多く、一般的に国公立の大学より授業料が高いためである。また、実際に4つのデータ(国立、公立、私立、平均)をすべて確認してみた結果、データ間でのばらつきはさほど存在しなかった。所得の分類については、「高校生保護者調査」における分類を参照し、家庭の年収別の奨学金制度利用者の割合(大学昼間部)を考慮して定めた。JASSOが発表した2016年の奨学金制度の利用者の割合をみると、400万円以上の家庭を境に利用割合が10%を超え、家庭の所得が800万円以上になると、利用者の割合は再び10%以下に落ちる。さらに、所得が1200万円以上になると、2%以下まで低下する。

「学生生活調査」における「奨学金の希望・

受給状況」には、「受給者」、「奨学金を申請したが、不採用」、「奨学金を希望するが、申請しなかった」、「必要ない」という4つの回答項目が設けられているが、その内容から、前者2つは奨学金を申請した者、後者2つは奨学金を申請しなかった者と考えられる。それを前提に表2をみると、すべての層において、申請者の比率が低下し、非申請者の比率は増加する傾向が見受けられ、全体的に奨学金の申請自体をためらう/あきらめる者が増加しつつある傾向をあらためて確認することができる。

後者の2つの項目についてより詳しく検討す

ると、まず「奨学金を希望するが、申請しなかった」という項目は、依然として全所得層において一定程度の割合で存在しながらも、全体的に緩やかに減少している。但し、申請しなかった理由には、返還に対する不安だけでなく、たとえば「高校生保護者調査」において言及されたような「情報不足」や「成績の基準」、「収入の問題」などの多様な理由が含まれるため、単純に返還への不安を理由に申請をためらう・あきらめる者が減少していると断定することはできない。非申請者全体の比率は増加しているという状況も踏まえると、なおさら解釈の余地

表2 私立大学昼間部における家庭の年収別「奨学金の希望・受給状況」の推移

年度		400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1200万円未満	1200万円以上
2010年	受給者である	78.6	58.9	42.0	19.5
	申請したが不採用	1.3	1.8	2.7	2.3
	希望するが申請しなかった	6.9	9.7	10.1	9.6
	必要ない	13.3	29.6	45.2	68.7
2012年	受給者である	83.1	60.9	41.5	17.2
	申請したが不採用	0.9	1.8	1.9	1.6
	希望するが申請しなかった	5.0	8.3	9.0	10.5
	必要ない	11.0	29.0	47.6	70.8
2014年	受給者である	73.7	59.5	41.5	16.5
	申請したが不採用	1.2	1.0	1.2	1.7
	希望するが申請しなかった	6.5	5.3	5.6	6.0
	必要ない	18.6	34.3	51.7	75.8
2016年	受給者である	72.3	59.1	38.6	16.3
	申請したが不採用	1.2	1.3	1.6	2.2
	希望するが申請しなかった	5.9	5.6	5.7	6.4
	必要ない	20.7	34.1	54.0	75.0

出典：各年度の「学生生活調査」より筆者作成

は大きい。

それに対し、もうひとつの「必要ない」という項目をめぐる変化は非常に興味深い。この項目は全所得層において増加しており、増加の幅も約10%程度と著しい。しかしながら、近年の社会的な状況を考慮すると、この項目を選択した者が、本当に経済的な余裕があって奨学金を利用する必要性を感じない者に限られるとは考え難い。そこで、もう一度、「学生生活調査」を参照してみると、「大学昼間部の収入額内訳」からは、90年代以降の大学生の収入元として、「家計からの給付」が減少し、代わりに「奨学金」の割合が年々増加していった傾向を確認することができる。しかし、このような傾向が2012年を境に崩れ、奨学金の割合が減少に転じている中、代わりに増えたのは家計からの給付ではない。現在、高等教育を受けるための資金を確保する手段として増えているのは、高等教育を受ける大学生本人による「アルバイト」である¹³⁾。これは、次のように解釈することができる。すなわち、奨学金を利用することによる負担/不安の増加により、奨学金を利用することの合理性は下がってしまう。それ故に、学業とアルバイトの並行が負担になるとしても、奨学金よりもアルバイトによって学費をまかなうという選択をするようになったのではないだろうか。したがって、奨学金は「必要ない」と回答する人の増加は、高等教育に対する資金援助が必要なくなったことを意味するのではなく、奨学金を利用することによる負担/不安が増加したことによる、奨学金の利用という選択肢の合理性の低下を示唆するものと推察できる。

IV.2. 奨学金の申請をためらう/あきらめる者が増加する要因

以上の分析からは、奨学金制度の諸施策によって「奨学金の受給をめぐる困難」と「奨学金の返還をめぐる困難」についてはある程度緩和

されたものの、その意図せざる結果として「奨学金の申請をめぐる困難」が深化しているという状況が明らかになった。

では、なぜ奨学金の申請をためらう/あきらめる者が増加しているのだろうか。その要因として第一に考えられるのは、奨学金制度における自己責任論の拡大である。Ⅲですでに示したように、奨学金制度の拡大を図るために実施された諸施策は、主に「利用者の自己選択を支援する」という方向性を強調してきた。たとえば、「機関保証制度」はそのような方向性が最も強くみられる制度である。この制度の設立目的としては、「意欲と能力のある学生が、経済的に自立して自分の意志と責任において高等教育機関で学べること」と「18歳以上自立型社会の確立」の2つが挙げられている。ここで強調される「責任」と「自立」は、奨学金の貸与を決める際のみならず返還を行う際にも共通して求められており、「奨学金を借りたのは自己責任であり、その責任を追及することは正当である」という原則は、奨学金の回収強化策の実施においても徹底的に適用されている。表3は延滞者に対する法的措置の実施状況を示したものであるが、ここからは、「強制執行予告」や「強制執行申立」などの法的手続きが、2008年以降、これまでに比べて大きく増えていることがわかる。このように容赦なく自己責任が追及されることにより、奨学金を利用して高等教育を受けるといった選択及び行動は、以前よりも高いリスクを負うものになっているのである。

第二の要因としては、近年の就労難を含む若年層のライフコースの変化が挙げられる。従来、就職(full-time employment)や家族形成(family formation)といったライフイベントは、いわゆる「若年期」に達成されるものとみなされてきた(Cohen [1997])。しかし、近年では、これらのイベントの順番を変えたり、先送りしたり、放棄するといった変化が若年層において目立っ

表3 JASSOによる法的措置の実施件数の推移¹⁴⁾

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
支払督促 申立予告	10,498	35,165	29,075	28,175	5,827	12,426	13,965	15,575	16,707	16,737
支払督促 申立	1,181	2,857	2,173	7,713	7,390	10,005	9,583	9,043	8,495	8,713
仮執行宣 言付支払 督促申立	418	785	867	2,061	2,686	2,754	2,459	2,553	1,960	2,268
強制執行 予告	23	23	853	1,436	2,133	3,683	3,147	4,069	4,436	3,622
強制執行 申立	0	1	19	123	269	355	457	546	646	778
強制執行			13	28	85	135	326	291	320	498
和解				2,944	3,983	4,960	5,672	525	4,551	4,634

出典：「業務に関する情報(2006年～2015年)」

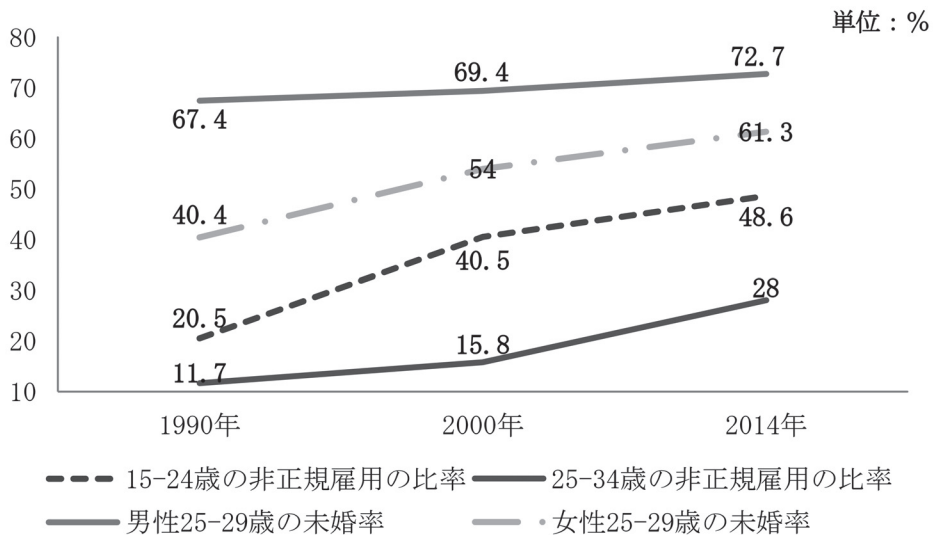
てみられるようになっている(乾[2010]、佐藤[2011])。図3にみられるように、2014年の「15～24歳の若年層における非正規雇用の比率」は、1990年代に比べ、約28.1ポイント増加した。「25～34歳の若年層における非正規雇用の比率」についても、約16.3ポイントの増加がみられる。また、25歳～29歳の未婚率は男女ともに緩やかに上昇している。生涯未婚率(50歳時未婚率)も上昇の一途をたどっており、近年の若年層が経験しているライフコースの変化は著しいものといえる。

その中でも、学校から仕事への移行をめぐる状況の変化はとりわけ克明にあらわれる。特に注目すべきは、高等教育を受けたほぼすべての人がスムーズに安定した職に就くことができている従来の移行のあり方に亀裂が入ったということである。文部科学省の「学校基本調査」によると、大学を卒業した人のうち、就職も進学

もしていない人(アルバイトなど一時的な仕事についている人も含む)は、2014年春卒において全体の15%、約10万人に達する。また、大企業の求人数の減少や非正規雇用の増加からも窺えるように、たとえ就職したとしても、安定した職への道が保障されているとは言い難い。

このように、高等教育を受けるメリットは低下し、未来に対する不確実性は増大しつつある状況の中で、ローンである奨学金を借りてまで高等教育を受けることは、若年層にとって多大なリスクを伴う選択であると言わざるを得ない。労働者福祉中央協議会が2015年、約1,300人の組合員を対象に実施した「奨学金に関するアンケート調査¹⁵⁾」の結果には、以上のような、奨学金を借りることの意味の変化が如実に表れている。たとえば、奨学金を利用した人の平均借入総額は312.9万円、平均返還額(月額)は約17,000円であり、奨学金の返還が「苦しい」と

図3 若年層におけるライフコースの変化



出典：厚生労働省報告書「非正規雇用の現状と課題」、「国勢調査」より筆者作成

感じている人は正規労働者において37%で、非正規労働者においては56%と半数を超えている。また、結婚や出産、子育てのライフイベントに奨学金の返還が与える影響についても、正規労働者・非正規労働者ともに、3割前後の人が「影響を受けている」と答えた¹⁶⁾。ここからは、奨学金を利用して高等教育を受けるという選択が、多少のリスクをはらみながらも一般的にはキャリア形成に役立つといえるものから、従来の生活やライフイベントにおいて大きな障害にもなりうる、危険な投資に近いものへ変化している様子が見て取れる。つまり、奨学金を利用すること自体が、返還の場面においてより大きな不利益をもたらす可能性が高まったことで、奨学金を希望するにもかかわらず奨学金を申請しない、さらには、そもそも奨学金制度の利用を「必要ない」と判断せざるをえないような状況が生じているのである。このような現象は、「奨学金に近づけない排除」、ないしは、「奨学金からの「あらかじめ」の排除(forclusion)」と表現することができる¹⁷⁾。

V. 結び：今後の若年層の高等教育への包摂に向けた奨学金制度のあり方と課題

最後に、本稿の分析を踏まえ、若年層を高等教育へと包摂する奨学金制度の、今後のあり方と課題について述べることで結びとしたい。

近年における奨学金制度に関する諸施策をみると、それは一見、奨学金の利用に伴うリスクの増大と、高等教育を受けることで得られるメリットの低下という、2つの傾向を考慮しているようにも見える。ところが、Ⅲで詳しく検討したようにそれは、高等教育を卒業した後すぐに安定的な仕事に就くことができるはずだという、奨学金制度における従来からの想定を崩すものではない。そうではなく、奨学金制度を利用する際にリスクがより高い人、あるいは、奨学金を利用して受けた高等教育に由来するメリットを受け取るのが遅くなる人というような人々が、例外的なケースとして一部存在すると認識しているにすぎない。

しかしながら、奨学金利用者を取り巻く実際の状況は、そのような想定とはいささか異なる。Ⅳで示したように、貧困層の拡大や雇用の不安

定化などの社会的な変化は、奨学金を利用してまで高等教育を受けることのメリットを低下させると同時に、教育から労働へのスムーズな移行を成し遂げなかった場合に奨学金利用者が負う自己責任も増大させている。前述した「奨学金に関するアンケート調査」の中の「奨学金の生活設計への影響についての自由記載」では、「奨学金＝借金とと思っているので、結婚、出産などで一時的に仕事を休まなくてはならないとき、家族や配偶者に迷惑がかかるのを負い目にかんじる(女性・非正規・31歳)」、「奨学金の返還が確実にできるよう、安定した収入が望める就職先を選んだ。キャリアアップのための転職を考えるにあたり、収入面の不安から思いきることができなかつた(女性・正規・27歳)」など、奨学金を利用したことが、後のライフコースを設計する際にデメリットとして働いていることを示す発言が多数みられた。また、「ブラック奨学金」「奨学金地獄」といった言説は、奨学金を利用して高等教育を受けたものの安定した職に就けず苦しんでいる者の境遇を浮き彫りにしており、奨学金を借りて高等教育を受けるという選択に伴うリスクがより普遍化している現状を強調している(今野[2017]、岩重[2017])。つまり、これまでと比べて未来がはるかに不透明になったことからくる不安が、奨学金の受給を「必要ない」ものとして自主的に規制することを、多くの若年層に対してしているといえるのではないだろうか。それによって、奨学金を申請すること自体をあきらめてしまうという、「「あらかじめ」の排除」が生まれているのである。

では、そのような未来の不透明性を踏まえた上で、奨学金の申請をためらう/あきらめることを減少させるためには、どのような対処が有効だろうか。そのためにはまず、貸与型奨学金制度において生じる「あらかじめ」の排除の問題に対し、奨学金を利用することに伴うリスクを下げるという方向性が考えられる。これを奨

学金制度内部において対処するためには、大きく「利用者の状況に応じて返還額を免除すること」と「利用者の所得に応じて返還額を調整すること」という二つの解決策が考えられる(Johnstone[2000])。これらの方法を検討するにあたって良い参考になるのは、若年層の不安定さをめぐる状況が似通っており(落合編[2013])、返還への負担から奨学金の申請をためらう/あきらめるという構造を日本より10年ほど前に経験した韓国の事例である¹⁸⁾。韓国の「韓国奨学財団(日本のJASSOに該当)」、貸与型奨学金を利用する際に生じる不安を軽減するために、「国家奨学金(국가장학금、2012年実施開始)」と「就職後償還学資金ローン(취업후 상환 학자금대출、2009年実施開始)」という2つの制度を実施している。「国家奨学金」は、所得に応じて奨学金の返還を免除する形の給付型奨学金制度であり、貸与型奨学金を利用する際に同時に申し込む。申請が受理された後、全年度の家庭の所得基準に応じて、一定の所得区分に該当する者についてはすべて、自動的に返還が免除される仕組みとなっている。また、「就職後償還学資金ローン」は、定められた償還基準以上の所得が生じるまでは元金と利子の両方の返済が猶予される制度で、貸与型奨学金を申請する際、返還への不安を理由に奨学金の利用をあきらめるケースを防ぐために導入された。

韓国では以上の2つの制度を導入してから、返還に対する負担が一定程度軽減されたと評価されている(진·장[2013])。このような成功の要因としては、これらの制度の位置づけが、例外的な状況に置かれた者だけが選択できるものではなく、誰もが積極的に利用できるものとなっていることが指摘できる。

では、韓国政府はなぜ、異例の巨額を投じてまで、以上の2つの制度をより多くの利用者に開かれた大規模なものとしたのだろうか。それは第一に、奨学金ローンの回避問題が若者の未

来の不透明さに由来していると認識していたからであり、第二に、奨学金の返還という大きな負担によって、結婚・出産・育児といった社会の再生産に密接に関わる他のライフイベントまでもが滞ると認識されていたからである(明・韓[2018])。つまり、韓国の奨学金制度は、若者の未来への不安を緩和するような制度設計をすることで、ライフイベントの遅滞という問題を広く解決することを図っているのである。

冒頭で示したように、日本における奨学金をめぐる問題は、もはや若年層全体が直面する問題となっている。特に、返還に対する不安は、経済的に非常に困難な状況に置かれた一部の若年層の問題から、若年層全体の問題へと拡大している。それ故に、この問題に対しては、例外的な対応にとどまるのではなく、制度全体の構造を変えることで対応すべきである。実際に、日本の奨学金制度にも、「給付奨学金制度」や「新所得連動返還型奨学金制度」といった、韓国と同様の制度が昨年から導入されている。しかしながらこれらの制度は、その規模が極めて小さく、拡大の見通しも立っていない。その理由は、これら2つの制度がもっぱら、奨学金の返還が困難な一部の人のみを対象とするものだからである。このように、返還が困難な人は一部にすぎないと想定する現在の制度では、奨学

金を利用する若年層全体が向き合っている、安定的な未来が保障されないが故に生じる奨学金返還への不安が軽減されるとは期待できない。現在の日本の奨学金制度にとって最も重要なことはまず、若年層全体において未来の不透明性が高まっていることを明確に認識することである。そしてその上で、奨学金を利用したいと思う全ての人に対して、返還が始まる時点における本人の状況に応じて、奨学金の返還が免除される、あるいは返還額が調節されるという、安心感を与えることである。

以上のように、「奨学金に近づけない排除」ないし「奨学金からの「あらかじめ」の排除」という本稿の問題提起は、若年層が社会の中で不安定な状況に置かれているという現状と、奨学金制度の内部で起きている問題とを結びつけて理解するとともに、奨学金制度がその問題にどのように対応すべきかを示している。このような「奨学金に近づけない排除」の構造を打破することは、高等教育の機会の平等な保障、産業社会で求められる高度な能力を持つ人材の育成、若者の未来の不透明さの解消による社会の再生産の実現といった現在の社会の目標を達成するために不可欠の課題であると言える。

謝辞

本研究はJSPS科研費18J13288の助成を受けたものです。

註

1. 予約採用は、大学・短期大学又は専修学校専門課程に進学を希望している人に対して、進学前に「あらかじめ」奨学金の貸与を約束する制度である。この制度には、在学している高校または専修学校を通して申込みになっている。
2. 2004年4月1日に設立された日本学生支援機構は、2001年12月に内閣決定された「特殊法人など営利合理化計画」などを受けて、2003年6月に公布された独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、それまで国、

日本育英会、財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター、財団法人国際学友会、財団法人関西国際学友会の各公益法人が実施してきた日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援策を統合的に実施する独立行政法人となり、奨学金事業も担当することになる(小林編[2012:50])。

3. JASSOのホームページで公開されている「[貸与型]奨学金について」より(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/flow.html>)。
4. 日本育英会と日本学生支援機構は、その沿革史として、日本育英会編[1993]、日本育英会編[2003]、日本学生支援機構編[2006]の3つの書籍を刊行している。
5. 奨学金制度に対する一般的なまなざしを新聞の投稿欄から確認すると、次のような結果がみられた。有利子貸与制が導入され、奨学金制度における最初の転換点になった1984年から2016年8月31日までの間、『朝日新聞』のオピニオン面にある「声」欄に投稿された奨学金に関する記事は総計43件であった。その内容をみると、1999年までは「奨学金求める学生のため息」[99/06/11/朝刊]などのように、日本育英会の奨学生に選ばれないことに対する不安や選ばれた安堵感を語る記事が多く見られる。これらの投稿からは、奨学金拡大の必要性が人々の間で広く共有されていたことを確認することができる。
6. 機関保証制度を利用するためには一定の保証料を払うことが求められるが、保証料は貸与金額、貸与月数、貸与利率、貸与期間などによって異なる。たとえば、国・公立大学、自宅外通学、貸与月額51,000円、貸与月数48カ月、第一種奨学金(無利子)の場合、毎月の保証料は1,821円になる。4年制大学、貸与月額50,000円、貸与月数48カ月、第二種奨学金(有利子)の場合、毎月の保証料は、2,117円になる。
7. 平成26年12月以降の貸与終了者(在学猶予修了者も含む)については、卒業・退学後などの翌年6月までに減額返還を願う場合、卒業・退学後の初回申請時に限り、証明書類の提出が不要となった。
8. 給付奨学金を申請できるのは、表1のア又はイのいずれかに該当し、進学の目的及び意思が明確な給付奨学生として相応しい人として、高等学校等が定める基準に基づき学校長が推薦する者である。但し、「社会的養護を必要とする人」は、表1のウのいずれかに該当する者として、各高等学校等の学校長から推薦され、学力・資質基準を満たす者とする。
9. JASSOのホームページによると、奨学金の延滞者数の推移(2003～2015年)は、2003年:222千人、2004年:249千人、2005年:262千人、2006年:281千人、2007年:297千人、2008年:310千人、2009年:336千人、2010年:341千人、2011年:331千人、2012年:334千人、2013年:334千人、2014年:328千人、2015年:327千人となっている。
10. 2012年のデータについては『2012年度高卒者保護者調査(科研「教育費負担と学生に対する経済的支援のあり方に関する実証研究」、WEBモニター調査(Gooリサーチ)、2012年10月実施、2012年3月高校卒業者の保護者1,064名から回答』を、2016年のデータについては『2016年度高卒者保護者調査(文部科学省委託事業「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究」、WEBモニター調査(NTTコム)、2017年1月実施、2017年3月高校卒業者の保護者2,145名から回答』を参照した(「Gooリサーチ」は2012年10月1日にNTTコム オンライン・マーケティング・ソリューションに事業譲渡され、2013年12月9日より「NTTコムリサーチ」に名称が変更されたため、モニターが引き継がれたと思われる)。
11. 抽出率は年ごとに異なり、本稿で主に扱う大学の昼学部の場合は、2010年には国立1/56、公立1/14、私立1/135、2012年には国立1/42、公立7/69、私立4/477、2014年には国立2/79、公立1/10、私立1/100、2016年には国立1/38、公立5/59、私立1/100の抽出率で抽出が行われている。たとえば、2016年の場合は全国の学生2,940,992人の中から96,696人を調査対象とし、有効回答数は44,169名であった(回収率45.7%)。

12. つまり、「200万円以上～300万円未満」、「300万円以上～400万円未満」…「1,500万円以上」という形で分類している。

13.

表4 「大学昼間部の収入額内訳の推移」

	家計からの給付	奨学金	アルバイト
2010年	61.7	20.3	15.4
2012年	60.8	20.5	16.2
2014年	60.6	20.3	16.3
2016年	60.1	19.6	18.1

出典：学年別の「学生生活調査」より筆者作成

14. 2006年、2007年は「強制執行」と「和解」の記述が、2008年は「和解」の記述がなかったため、空欄とした。

15. この調査の対象については次の通りである。まず、性別は男性が72.0%、女性が28.0%である。年齢構成は10代～60代であり、平均年齢は41.8歳である。最終学歴は「高校」が36.5%、「大学」が41.7%、「大学院」が7.1%である。雇用形態は「正規社員・職員」が82.9%と多く、「非正規社員・職員」は15.1%である。世帯の主な収入源は、「自分の収入だけ」が37.4%、「自分と配偶者の正規収入」が27.7%、「自分と配偶者の非正規収入」が19.9%と続く。本人の昨年年収の平均は483.5万円であるが、非正規労働者の場合は男性で300万円前後、女性では200万円強にとどまる。なお、世帯年収は平均616.3万円である。

16. 結婚、出産、子育てというライフイベントに奨学金の返還が与える影響については、正規労働者においてそれぞれ31.2%、20.1%、23.1%、非正規労働者において36.2%、28.0%、30.3%が「影響を受けている」と答えた。

17. このような傾向は全所得層においてみられるが、「1200万円以上」の所得層においては、他の所得層よりもその影響が弱い可能性がある。同様に返還への不安を感じたとしても、家庭の所得が高いほど、貸与する奨学金の金額が低額に留まる可能性が高く、家族による援助なども期待できるためである。

18. 韓国においても、返還の問題が浮き彫りになった後、奨学金の申請をためらう/あきらめるケースが発生していた。そのため、本稿における筆者の分析によれば、韓国でも本稿が指摘するような「奨学金に近づけない排除」が現れていたと想定することができる。しかし、管見の限り、それについて指摘している文献は見当たらない。

文献

日本語・英語

Cohen, P. (1997) *Rethinking the Youth Question: Education, Labour and Cultural studies*, Basingstoke:Macmillan.

藤森宏明 (1998) 「学生生活に及ぼす日本育英会奨学金の有効性についての一考察」『東京大学院教育学研究科紀要』 38:383-392.

——— (2001) 「文部省「学生生活調査」からみた日本育英会奨学金の検討課題」『東京大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要』 20:93-105.

- (2011)「奨学金が学生生活に与える影響」島一則(編)『大学とマネー』玉川大学出版部.
- 藤田孝典 (2016)『貧困世代：社会の監獄に閉じ込められた若者たち』講談社.
- 乾彰夫 (2010)『<学校から仕事へ>の変容と若者たち』青木書店.
- 岩重佳治 (2017)『「奨学金」地獄』小学館新書.
- Johnstone, D. B.(2000). "Student Loans in International Perspective:Promises and Failures," *Myths and Partial Truths*, Buffalo.
- 川村遼平・大内裕和・木村達也 (2014)『ブラック企業と奨学金問題』ゆいぽおと.
- 小林雅之 (2008)『進学格差：深刻化する教育費負担』筑摩書房.
- (編) (2012)『教育機会均等への挑戦：授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂.
- (2013)「大学の教育費負担：誰が教育を支えるのか」広田照幸・吉田文・小林傳司・濱中淳子(編)『大学とコスト:誰がどう支えるのか』岩波書店.
- (2016)「授業料と奨学金政策の動向:英米仏を中心として」『大学とマネジメント』12(7):9-15.
- 今野晴貴 (2017)『ブラック奨学金』文藝春秋.
- 日本育英会(編) (1993)『日本育英会五十年史』日本育英会.
- (編) (2003)『創立60周年記念誌:奨学生とともに歩んだ育英奨学事業の軌跡』日本育英会.
- 日本学生支援機構(編) (2006)『日本育英会史:育英奨学事業60年の軌跡』日本学生支援機構.
- 落合恵美子(編)(2013)『親密圏と公共圏の再編成:アジア近代からの問い』京都大学学術出版会.
- 萩原理沙・深堀遼太郎(2017)「奨学金は大学進学,大学卒業後の収入・正規雇用就業に寄与しているのか」樋口美雄・萩原理沙(編)『大学への教育投資と世代間所得移転：奨学金は救世主か』勁草書房.
- 岡村千尋 (2016)「高学費、奨学金に苦しめられる若者たち」浅井春夫他『子どもの貧困の解決へ』新日本出版社.
- POSSE奨学金ワーキングチーム(2010)「貧しい学生が借りられない！「自己責任」化する奨学金の矛盾」POSSE『ちゃんとやれ！民主党』堀之内出版.
- POSSE (2016)『絶望の国の不幸な奨学金』堀之内出版.
- 佐藤さゆり (2011)「<大人になること>の難しさ」高橋勝(編)『子ども・若者の自己形成空間』東信堂.
- 奨学金問題対策全国会議(編) (2013)『日本の奨学金はこれでいいのか！』あけび書房.
- 白川優治 (2017)「貧困から大学進学と給付奨学金の制度的課題」末富芳(編)『子どもの貧困対策と教育支援』明石書店.

韓国語

- 배호중, 한창근. (2018) "학자금 대출과 혼인이행: 4년제 대학 졸업 여학생을 중심으로." 『보건사회연구』, 한국보건사회연구원 38(1):520-555.
- 진상기, 강성곤. (2013) "우리나라 고등교육 학자금 지원사업의 정책효과 분석: 학자금 부담 경감 및 학업성취도를 중심으로." 『한국정책학회 동계학술발표논문집』 한국정책학회 2013:41-63.

受稿2018年6月20日／掲載決定2018年11月1日